

# お知らせ

**令和6年度オホーツク管内町村職員採用資格試験案内(高校卒)**

**試験実施日**

9月17日(日)

**試験地**

美幌町

**公示日**

7月3日(月)

**募集期間**

7月3日(月)～7月31日(月)

**願書配布期間**

7月3日(月)～7月31日(月)

**試験申込書等の設置場所**

(設置は公示日以降)

●管内町村役場並びに総合支所(東藻琴・生田原・丸瀬布・白滝)、湧別庁舎

●北見市総合支所(常呂・端野・留辺蘂)、網走市役所紋別市役所

●オホーツク町村会(網走市北7条西3丁目 オホーツク合同庁舎2階)

●北見市若者就活応援センター(北見市北4条東4丁目)

●北海道町村会(札幌市中央区北4条西6丁目 北海道

自治会館6階)  
●札幌学生職業センター(札幌市中央区北4条西5丁目 三井生命札幌共同ビル7階)  
●とさん交流テラス(東京都千代田区有楽町2丁目10-1東京交通会館8階)  
**問い合わせ先**  
・オホーツク町村会  
☎0152-44-6472  
・津別町役場総務課 庶務係 26番窓口  
☎77-8371

**令和5年度全国安全週間の実施について**

令和5年度の全国安全週間が「高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場」をスローガンに、7月1日(土)～7月7日(金)を本週間として実施されます。この機会に、それぞれの職場において労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、安全活動の着実な実行を図りましょう。

**問い合わせ先**  
北見労働基準監督署 安全衛生課  
☎0157-88-3984

**令和5年度特定計量器(小型ばかり)定期検査を実施します**

取引や証明に用いる計量器の正確さを維持するため、2年に1度定期検査を受けることが、計量法で義務付けられています。

令和5年度の定期検査を左記の日程で実施します。受検にあたって事前の申し込みが必要となっていますので、検査を希望される方はご連絡ください。

**申込期限**  
7月7日(金)まで

**検査日**  
7月25日(火)  
**時間**  
午前10時30分～午後4時

**場所**  
津別町商工会

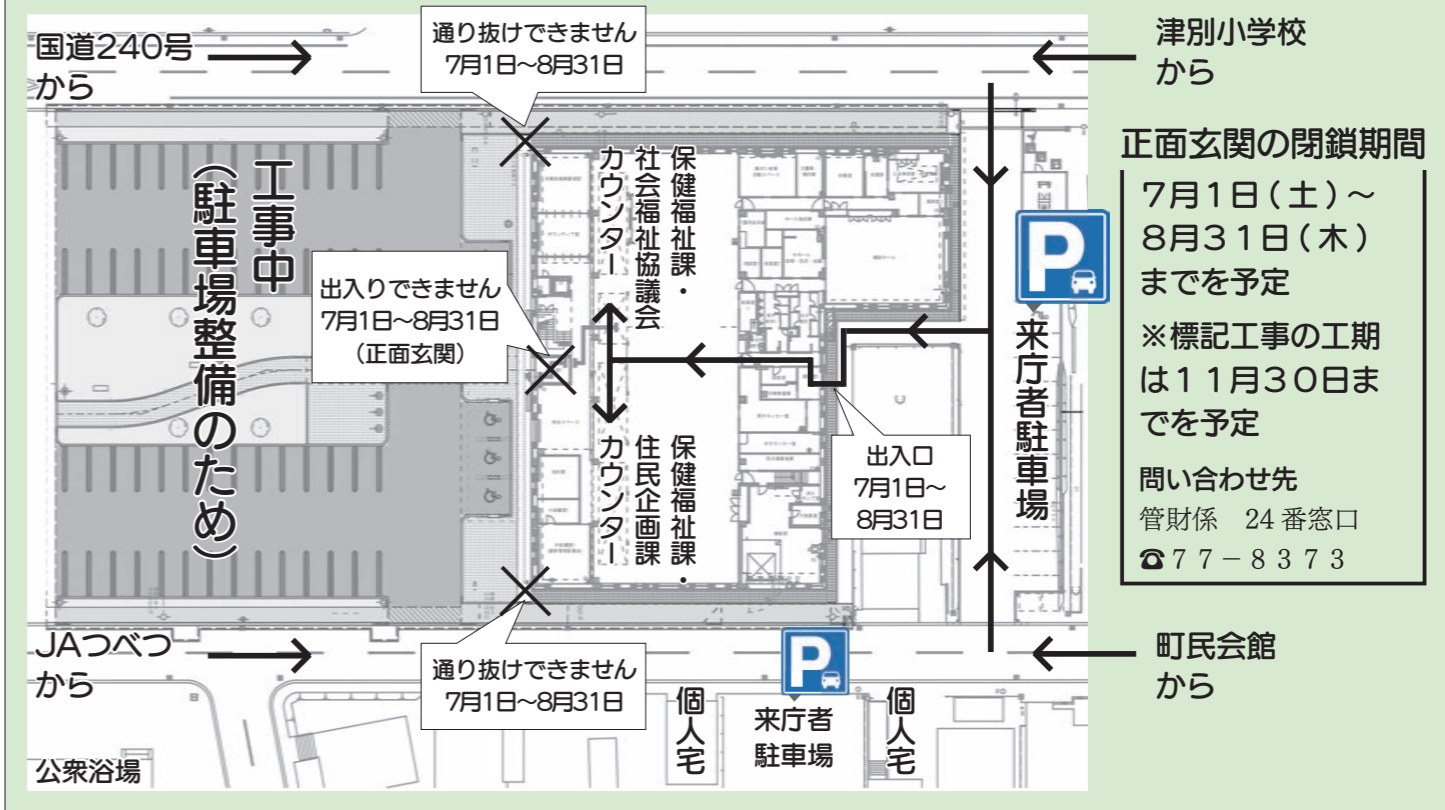
**申し込み・問い合わせ先**  
商工観光係 19番窓口  
☎77-8388

**毎年7月17日は「北海道みんなの日」**

1869年(明治2年)、北海道の名付け親とされる松浦武四郎が、明治政府に「北加伊道」という名称を提案し

## 「役場庁舎正面駐車場外構工事」に伴う正面玄関の閉鎖および臨時駐車場について

標記工事に伴い7月1日(土)～8月31日(木)の間、正面玄関を閉鎖することとなります。その間の出入口、および臨時駐車場は、図のとおりです。来庁の際にご不便をお掛けすることとなりますが、皆さまのご理解、ご協力をお願いします。



**正面玄関の閉鎖期間**  
7月1日(土)～8月31日(木)までを予定  
※標記工事の工期は11月30日までを予定  
**問い合わせ先**  
管財係 24番窓口  
☎77-8373

**青少年交流事業のお知らせ**

今年度は、船橋市・南アルプス市の子どもたちがそれぞれ来町します。事業に参加する町内の小・中学生が両市の子どもたちとの交流を通じて、友情や絆などを深める機会となります。

**来町期間**  
南アルプス市 7月31日(月)～8月2日(水)  
船橋市 8月7日(月)～9日(水)  
**問い合わせ先**  
社会教育係(中央公民館)  
☎76-2713

**一定面積以上の土地取引には届出が必要です**

国土利用計画法に規定する一定面積以上の土地取引を行ったときは、契約(予約を含む)締結日から2週間以内に、譲受人(権利取得者)は土地の利用目的および取引価格等を土地の所在する市町村に届出する必要があります。

**届出書類**  
●土地売買等届出書  
●土地売買等契約書の写し  
●土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図

●土地およびその付近の状況を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面  
●土地形状を明らかにした縮尺2千5百分の1以上の図面  
●委任状(届出が代理人の場合) 各3部(添付書類含む)  
**留意事項**  
津別町における「一定面積以上」の土地とは、1万平方メートル以上の土地をいいます。なお、取得する面積の合計が一定面積以上となる一団の土地の一部を取得する場合にも、届出が必要です。  
対象となる土地取引は、所有権、地上権、賃借権、またはこれらの権利の取得を目的とする権利の移転、設定について、対価をもって契約する場合となります。  
当事者の一方または双方が、国・地方公共団体・その他の政令で定める法人である場合など、国土利用計画法の適用除外規定に該当する場合は、届出不要となります。  
届出書の様式は町ホームページに掲載しています。  
[https://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/kanshi\\_tetsuzuki/gyosei/1410.html](https://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/kanshi_tetsuzuki/gyosei/1410.html)  
**提出・問い合わせ先**  
企画係 14番窓口  
☎77-8374

## 第2回つべつウッドロスマルシェを開催します

第2回つべつウッドロスマルシェを開催します。詳しくは本誌折り込みチラシをご覧ください。

**日時** 7月22日(土)  
午前9時～正午  
**場所** 津別町木質バイオマスセンター  
(津別町字達美213番地1)



6月10日に行なわれた第1回ウッドロスマルシェの様子

**問い合わせ先**  
再エネ推進係 17番窓口 ☎77-8387